

資金管理料金からの積立額の試算について

指定三法人が利用する情報システムの設計・開発等の費用構成の基、現在のシステム構造、規模、データ量等から将来のシステム刷新に要する費用が約142億円であると推測することは『(参考1) 情報システム刷新の必要性とその規模感について』で述べたとおりである。

本財団は情報システムを利用する関係者と合意された『情報システム利用費に関する按分比率』および平成 16 年 3 月開催の第 6 回産構審・中環審合同会議で合意された『指定法人業務に関する費用負担の基本的な考え方』に基づき、資金管理料金からの積立額を次のとおり試算した。

1. 資金管理料金からの積立額(上限値)

資金管理料金からの積立額(上限値)

4,258 百万円

(表 1) 情報システム刷新に要する額および積立額

(単位: 百万円)

	按分比率 (※1)	システム刷新 に要する額	積立額(上限値) (※2)
資金管理法人	44.67%	8,516	4,258
指定再資源化機関	0.50%	97	97
情報管理センター	29.25%	5,578	2,789
指定三法人 負担計(※3)	74.42%	14,191	7,144

※1 情報システム利用費に関する按分率

情報システム利用費の負担の考え方は、前年度の関係法人機能毎の処理件数とデータ量、プログラム規模(ステップ数)を組み合わせた業務比例配分方式で按分比率を決定している。当該試算についても、この按分比率を用いる。

※2 積立額(上限値)

平成16年3月開催の第6回産構審・中環審合同会議で合意された『指定法人業務に関する費用負担の基本的な考え方』(添付ご参照)に基づき、自動車ユーザーにご負担いただく上限額を試算した。自動車ユーザーにご負担いただく上限額は、資金管理法人および情報管理センターの積立額(上限値)を合わせた7,047百万円である。

※3 指定三法人以外の負担分

その他の関係者が負担する費用については、各々負担される。

2. 資金管理料金からの積立予定額の推移

当該資金は平成 35 年度までに完了予定のシステム刷新に関連する費用であることから刷新完了前の平成 34 年度までに積立てる。

本財団は資金管理業務に支障が出ないように、毎年度、平準化した額(約 355 百万円)を積立てるものとする。ただし、本来、公益移行後から準備資金を積立てておくべきものとして、平成 23 年度分から積立てることとする。したがって、今年度においては平成 25 年度分に平成 23・24 年度分を加えた 3 年分(約 1,065 百万円)を積立てるものとする。

なお、内閣府が定める収支相償・遊休財産保有制限などの公益認定基準の適合に配慮し、各年度における積立額を変更することができるものとする。

(表 2) 当面の資金管理料金からの積立予定額の推移

(単位: 百万円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	合 計
資金管理料金からの積立額	1,065	355	355	355	355	355	355	355	355	355	4,258

* 金額の表示について: 百万円未満を四捨五入表示としているため、合計額は必ずしも計算値と一致しない。

以 上